

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十七号

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八号様式中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第一六〇号）」を「行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）」に、「六〇日」を「三か月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。